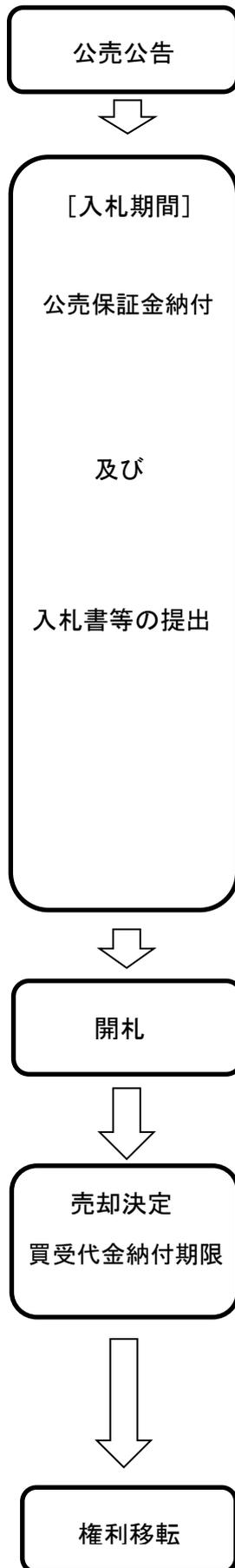


不動産公売(期間入札)の流れ



①公売参加申込の連絡(電話・来庁)

入札参加希望者は広島市財政局収納対策部特別滞納整理課(公売担当)へ電話もしくは来庁によりご連絡ください。入札手続きをご案内します。

②公売保証金の納付(口座振込・窓口持参)

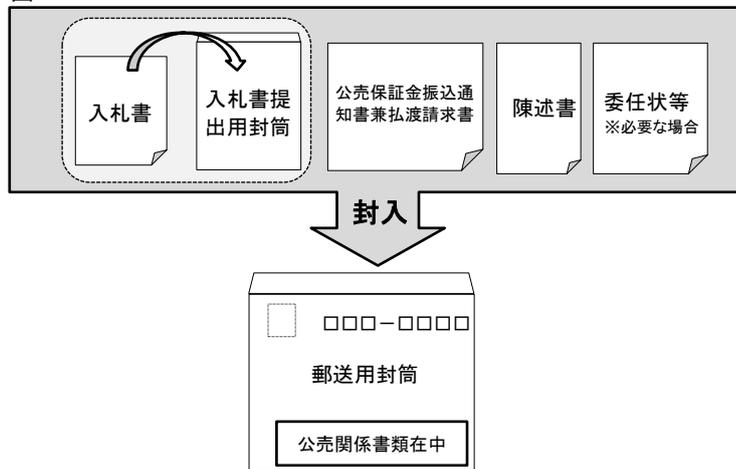
公売保証金納付期間内に、公売保証金を指定口座に振り込んでください。来庁による窓口持参払い(現金・小切手)も受け付けております。

③入札書等の提出(郵送・窓口持参)

入札期間内に広島市財政局収納対策部特別滞納整理課(公売担当)に入札書類等(下図1参照)を提出してください。(入札期間内必着。入札期間後到着は無効。)

なお、入札書類等の書類は広島市ホームページからダウンロードできます。

図1



④最高価申込者の決定

広島市が開札します。開札に立ち会う必要はありません。最高価申込者と次順位買受申込の方には広島市から電話および文書により連絡します。それ以外の方には広島市から電子メールで通知します。

⑤売却決定

最高価申込者に対し、売却決定を行います。売却決定を受けた方は、買受代金納付期限までに買受代金を指定口座に振り込んでください。来庁による窓口持参払い(現金・小切手)も受け付けております。

⑥権利移転手続き

広島市が所有権移転手続きを行いますので、必要書類(下図2参照)をご提出ください。 ※共同入札の場合は入札者全員の住所証明書が必要です。

図2

